

1-1 基本的な考え方【こども家庭支援部会 所掌箇所】

【めざす姿】

「こどもまんなか社会」の実現

※「こどもまんなか社会」とは、こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せな状態で生活を送ることができる社会。

【基本的な方針】

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する

こどもの貧困の解消に向けた
対策に関する都道府県計画

母子及び父子並びに寡婦に対
する自立促進計画

ひとり親世帯の貧困率が高い
という現状を踏まえて、
重点施策（具体的取組）は
一体的に策定。

こどもがその権利利益を侵害され、また、社会から孤立することのないよう、
北海道の全てのこどもたちを地域全体で見守り、
夢と希望を持って成長していける地域社会の実現を目指す

【重点施策】

- (1) 相談支援
- (2) 教育の支援
- (3) 生活の安定に資するための支援
- (4) 保護者に対する就労支援
- (5) 経済的支援
- (6) ひとり親家庭等への支援

1-2 基本的な考え方【こどもの貧困の解消に向けた対策に関する都道府県計画】

【改正】こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律→目的・基本理念の充実

	新	旧
題名	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	こどもの貧困対策の推進に関する法律
目的 第1条	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他の こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため 、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう 、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども1人1人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進する
基本 理念 第3条2 ※1項及 び3項以 降略	2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、 貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐ ことを旨として、推進されなければならない。	(新設)

- こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない
- 貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない

2-1 重点施策（1）相談支援

《重点施策の考え方》

- こどもが孤立することなく安心して暮らしていくためには、支援が届いていない、または届きにくいこどもや家庭に気づき、貧困状態にあるこどもや保護者の声をしっかりと受け止め、各種の支援につなげていくことが重要。
- 全ての支援の出発点である「相談支援」を充実し、関係する機関が共通認識の下で、こどもの支援の視点に立ち、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援に取り組む。

【具体的な取組】

① 相談窓口の周知	・ 相談支援につながりやすいようアウトリーチの充実やボランティア、SNSの活用を促進する
② 保護者への相談支援	・ 妊娠・出産期からの相談支援体制の充実 （女性の健康サポートセンター、こども家庭センター）
③ ひとり親家庭への相談支援	・ 就労、生活、養育費など自立に必要な情報提供等を行う （母子家庭等就業・自立支援センター、振興局に配置する母子・父子自立支援員）
④ 学校における相談支援	・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置促進
⑤ こどもの居場所を通じた相談支援	・ こどもの居場所の新規開設に向けた支援 （※こどもの居場所づくりの考え方等は、子育て支援部会において検討）
⑥ 相談職員の資質向上	・ 児童養護施設や児童相談所の職員に対する研修会の実施

【主な変更点】

	項目	変更内容
1	現行計画 児童養護施設等における相談支援	後述の「⑯児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」において整理 ※ほかの重点施策も共通
2	現行計画 障がい児に対する支援	後述の「⑮障がい児支援・医療的ケア児等への支援」において整理 ※ほかの重点施策も共通
3	こどもの居場所を通じた相談支援	国の指針に基づき特定の居場所としないため、「学習や食事を提供する居場所」の文言削除 ※ほかの重点施策も共通

2-2 重点施策（2）教育の支援

《重点施策の考え方》

- 全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、教育費の負担軽減をはじめとする教育の支援に取り組みます。
- また、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や学習する機会を確保し、必要な支援につなげるための取組を行います。

【具体的な取組】

① 質の高い幼児教育・保育の確保	・ 全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制構築のため、家庭教育支援者の資質向上と連携を進め、地域全体で家庭教育を支える取組の拡充を図る。
② 学校における教育支援	・ 社会福祉士や臨床心理士など、専門的な知識を有する者をスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとして配置する。
③ 就学支援の充実	・ 経済的理由により、就学困難な者に対し、奨学金や貸付金の活用促進等、必要な支援を行う。
④ 大学進学等に対する教育機会の提供	・ ひとり親家庭のこども等が大学等に就学する場合に、授業料、書籍代、交通費等に対して支援を行う。
⑤ その他の教育支援	・ 支援が必要なこどもに対して、食事や体験等を提供する機会を設けることに努める。 ・ 道立青少年体験活動施設において、家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもたちが多様な体験活動にチャレンジできる機会の充実を図る。

【主な変更点】

	項目	変更内容
1	重点施策の考え方	法改正を踏まえて上記の「重点施策の考え方」に文言修正。 現行計画 子どもが貧困の連鎖から脱出するためには、世帯の経済的な状況にかかわらず、自分の現在及び将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもの教育を受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限伸ばしていけるよう、「教育の支援」に取り組みます。 また、学校以外の学習支援を通じて、子どもの学力向上や自立心の向上につながることが期待できることから、子どもの居場所などを通じた教育支援に取り組みます。
2	学校における教育支援	「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進する。

2-3 重点施策（3）生活支援

《重点施策の考え方》

- 貧困の状況にあるこども・若者や子育て支援当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援に取り組みます。
- また、生活保護法や生活困窮者支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えた支援に取り組みます。

【具体的な取組】

① 保護者とこどもの生活支援	・生活困窮者からの自立に関する相談に応じ、ひとり親家庭相談窓口など関係機関と連携し、必要な情報の提供や助言、就労の支援その他の自立に関する支援等を行う。 ・ひとり親家庭等において、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、生活を支援する者を派遣する市町村の取組に対し、支援を行う。 ・子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進するほか、道と市町村、不動産関連事業者、賃貸住宅オーナー、地域サポート団体の連携により、子育て世帯等の民間賃貸住宅への入居に関する情報提供を行う。
② こどもの就労支援	・親の援助を受けられないこどもに対する就職支援を総合的に実施するとともに、道が実施するジョブカフェ北海道において、キャリアカウンセリングやセミナーなど効果的な就職支援サービスを提供する。
③ その他の生活支援	・家庭相談員や母子・父子自立支援員を対象に研修を行うなど、資質向上を図る。

【主な変更点】

	項目	変更内容
1	重点施策の考え方	改正を踏まえて上記の「重点施策の考え方」に文言修正。 現行計画 子どもたちが学習に集中するためには、経済面だけでなく、社会的に孤立せず、身体的・精神的にも安定した生活を送ることが重要であることから、毎日の生活の安定に向けた「生活の支援」に取り組みます。
2	現行計画 子育て支援の安全確保 (妊娠期から子育て期の支援)	重点施策（1）相談支援「② 保護者の相談支援」として項目整理
3	現行計画 こどもの生活支援	重点施策（3）生活支援「① 保護者とこどもの生活支援」として項目整理

2-4 重点施策（４）保護者に対する就労支援

《重点施策の考え方》

- 保護者の就労支援においては、安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援に取り組みます。
- また、ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな支援に取り組みます。

【具体的な取組】

① 就労促進に向けた支援	・ひとり親家庭の親の就職に有利となり、生活の安定に資する資格取得の支援を行う。 ・生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者等に対し、ハローワークと連携して就労支援を行う。 ・ジョブカフェ北海道に「マザーズ・キャリアカフェ」を設置し、子育てをしながら働きたい女性等の就業・育児をワンストップで支援する。
② 学び直しへの支援	・高校認定試験合格や職業能力開発のための講座の受講支援を行います。 ・ひとり親家庭の保護者が、看護師、保育士等の経済的自立に有効な修行を行う場合に支援を行う。
③ 就労機会の確保	・母子・父子福祉団体の受注機会の増大を通してひとり親家庭の就業が図られるよう、清掃等について優先的に発注するよう努める。

【主な変更点】

	項目	変更内容
1	重点施策の考え方	改正を踏まえて上記の「重点施策の考え方」に文言修正。 現行計画 子どもたちが安定した生活を送る上では、親など保護者の就労状況が安定し、基本的収入を得られていることが重要であることから、職を得ることにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心して子どもを育てられる適正な労働環境の確保を含め、「保護者に対する就労支援」に取り組みます。

2-5 重点施策（5）経済的支援

《重点施策の考え方》

- 子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促します。

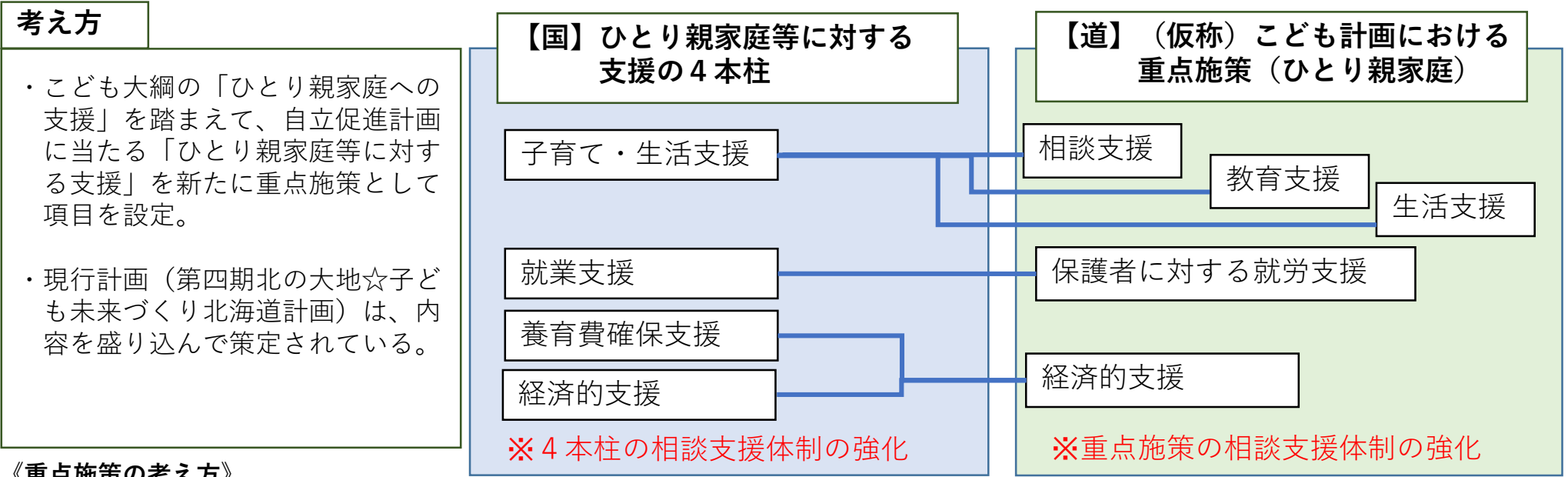
【具体的な取組】

① 医療費負担の軽減	・ 子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行う。
② 妊娠や出産費用の負担軽減	・ 経済的理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、指定医療機関で出産を行う場合、その費用への支援を行う。
③ 児童扶養手当の支給	・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促し、こどもの福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当制度の周知に努める。
④ 生活の安定に向けた経済支援	・ 保育料の無償化について、対象者の拡充を国に要望する。 ・ 低所得世帯や障がい者世帯等の経済的自立と生活の安定を目的に、生活資金、修学資金等の支援を行う。
⑤ 養育費の確保に関する支援	・ 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に確保されるよう、養育費に関する相談支援を行う。 ・ 母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供などの就業支援及び地域生活や弁護士等による養育費の確保に関する相談など、ひとり親家庭を総合的に支援する。

【主な変更点】

	項目	変更内容
1	重点施策の考え方	改正を踏まえて上記の「重点施策の考え方」に文言修正。 現行計画 親など保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合であっても、最低限の経済基盤を保つことが重要であることから、世帯の生活の基盤を維持していけるよう、「経済的支援」に取り組みます。

2-6 重点施策 （6）ひとり親家庭等に対する支援 【新設】



《重点施策の考え方》

○ ひとり親家庭等の自立に向けて、生活面や就業面などの総合的な支援の充実を図ります。	
① 相談支援	・各（総合）振興局に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等を行う。
② 教育支援	・ひとり親家庭のこどもの学習支援等を行うため、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業に対する支援を行う。
③ 生活支援	・ひとり親家庭等において、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、生活を支援する者を派遣する市町村の取組に対し支援を行う。
④ 保護者に対する就労支援	・母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相談、技能取得、就業情報提供、自立支援プログラム策定などの就業支援や生活に関する相談など、総合的な支援を行う。
⑤ 経済的支援	・両親の離婚後、養育費の支払いが適切に確保されるよう、養育費に関する相談支援を行う。

3 計画推進のための目標設定と指標

【貧困対策・ひとり親家庭等への支援に関する指標の考え方】

- 道民や関係者の方々と計画のめざす姿を共有しながらこどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するためには、関連施策の実施状況や対策の効果等を客観的に検証・評価することが重要である。
- 国の貧困大綱や自立促進計画の策定に関する通知で示されているもののうち、都道府県別の数値があり、計画の推進状況を把握する上で必要と判断した項目を設定。
- 国の大綱では示されていないものも、道として目指すべき水準を定める必要があると判断した項目については、独自の目標値を設定。

①	同じ考え方の全国値・全道値の全てにおいて、平均を上回っている指標は、原則、「現状維持」を目標とする。
②	同じ考え方の比較対象がある指標は、「全道一般値」、「同様の全国値」等を目標とする。
③	同じ考え方の比較対象がない指標は、「理想に近づくこと」を目標とする。
④	他との比較に馴染まない指標は、「100%」、「全市町村」等を目標とする。
⑤	目標値の設定が困難である又は馴染まない指標は、目標値を設定しない。

【主な変更点】

	項目	変更内容
1	「こどもの居場所」がある市町村数（目標値の考え方：④） （※こどもの居場所＝こども食堂。新たな指標はこども子育て支援部会において検討）	国の指針によると居場所は市町村が計画的に推進するものとされており、特定の居場所に限定しない
2	母子・父子自立支援員を知らなかった人の割合（目標値の考え方：③）	相談相手の有無で評価・検証するため、削除
3	ひとり親家庭のうちこどもに期待する学歴を高校までと答えた割合（目標値の考え方：③）	実際の高校進学率で評価・検証するため、削除